

契約をやめられるのは、どんなとき？

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など消費者にとって不意打ちとなる取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ対象	期 間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供(いわゆるエステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療 [※])	
訪問購入(店舗以外の場所で、着物、貴金属など原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	

※「脱毛」、「にきび、しみ、ほくろなどの除去」、「肌のしわやたるみの軽減」、「脂肪の溶解」、「歯の漂白」の施術に限る。

■クーリング・オフの効果(書面を発信したときに効力が発生)

契約は無条件で解除となり、支払い済みの金額は全額返金されます。商品を受け取っている場合は、事業者の負担で返還します。

■クーリング・オフの方法

書面(ハガキ可)で、契約を解除したい旨を書いて事業者に通知します。発信したことが証明できるように、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送ります。(内容証明郵便でも可)

証拠として必ず書面(ハガキ両面)のコピーをとり、郵便の受領証や契約書と一緒に保管します。

クレジット契約の場合は、クレジット会社へも書面を送ります。

■クーリング・オフができない取引

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合や通信販売、3千円に満たない現金での買物などは、クーリング・オフ制度が適用されません。

ハガキ表

郵便はがき



ハガキ裏

契約解除通知

次の契約は解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
書面受領日 平成〇〇年〇月〇日
商品名〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社名〇〇〇株式会社
担当者〇〇〇〇氏
支払った金額〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。
(通知を出した年月日)
(自分の住所・氏名)

事業者住所
事業者名
代表者様

クーリング・オフができなくても、あきらめないで!

クーリング・オフの期間が過ぎてしまったり、対象外の場合でも、未成年者が親(法定代理人)の同意を得ることなく行った契約の場合(未成年者取消権)や、偽りのセールストークなど、勧誘方法に問題があった場合には、契約の取消しができることがありますので、消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう。



未成年者の契約(未成年者取消権)

未成年者(既婚者を除く。)が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。

ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ①あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- ②親(法定代理人)から任されている営業取引に関する契約
- ③自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せません。)

